

## 中期目標・中期計画一覧表

(法人番号 40) (大学名) 山梨大学

中 期 目 標	中 期 計 画
<p><b>(前文) 大学の基本的な目標</b></p> <p>山梨大学は「地域の中核、世界の人材」を旗標に掲げ、地域の基幹的大学として「知の拠点」の役割を果たし、地域の発展に貢献するとともに、強みのある分野で世界的な水準の教育研究を推進する。</p> <p>本学が立地する山梨県は、高い自然エネルギーポテンシャル、世界文化遺産富士山や豊かな水資源を有し、また大都市圏に隣接した食料供給地としての地域特性を有している。また、本学は、クリーンエネルギー、流域環境科学、発生工学、先端脳科学、医療機器開発などの分野で優位性を有している。本学は、これらの特色と優位性を活かし、エネルギー、生命と環境、健康長寿・食の安全など、地域振興の課題であるとともに全地球規模で展開が必要な分野において、引き続き、医工農融合研究をはじめ異分野の柔軟な融合に全学で組織的に取り組み、新たな時代を切り拓く知の創造を図る。さらに、それらの成果に基づく高度な教育により、多様な価値観を尊重する姿勢と自律性を身につけ、専門性と真にグローバルな視野を持って持続可能な社会の創生とイノベーションに貢献できる工学系・農学系高度専門職業人及び高度医療人の育成を強化するとともに、小・中学校を中心とする教員養成の質的充実、大学院における教育研究の充実を図る。これらの取組を通して、地域の人材育成と活性化を担う拠点としてさらに存在感を高めることを目指す。</p> <p>このため、学長のリーダーシップの下、全学一体となった組織マネジメント体制を強化するとともに、自主的な改革の在り方について継続的に検証・評価を行い、地域社会及び国際社会のニーズに常に柔軟に対応しつつ、絶えざる改革と機能強化を推進する。</p>	

<p>◆ <b>中期目標の期間及び教育研究組織</b></p> <p><b>1 中期目標の期間</b> 平成28年4月1日から平成34年3月31日までの6年間とする。</p> <p><b>2 教育研究組織</b> この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科等を置く。</p>	
<p><b>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</b></p> <p><b>1 教育に関する目標</b></p> <p><b>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標</b></p> <p>1. 多様な価値観を尊重する姿勢と自律性、及び専門性を持って課題を解決する能力を身につけ、地域社会・国際社会で活躍できる人材を育成する。</p> <p>2. 各学部で示した養成する人材像に基づき、身につけさせ</p>	<p><b>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 教育に関する目標を達成するための措置</b></p> <p><b>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</b></p> <p>1. 学部、大学院の教育を通じ、本学の理念である異分野の柔軟な融合の基礎をなす教養教育を体系的に実施するため、全学共通教育科目及び専門科目の更なる改善を進める。</p> <p>2. 多様な価値観を尊重する姿勢を涵養するため、全学共通科目において平成30年度までに段階的に協同学習等を導入する。</p> <p>3. 学習環境の整備や様々な内容・形態のFD（Faculty Development：教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組）研修を充実させることにより、語学科目及び学部専門基礎科目を中心に反転授業やアクティブラーニングの導入授業数を段階的に増加させ、在学中に自ら学べる自律的な学習者を育成する。また、学生の主体的・自律的な学習に関する評価方法を平成30年度までに開発し、運用する。</p> <p>4. 課題解決能力を身につけられるように、すでに各学部の専門科目として展開されている問題解決型学習（Project Based Learning）に対応した必修科目を平成30年度までに整備する。</p> <p>5. 地域社会・産業界等の要請も踏まえ、各学部で学生が身につけるべき能力</p>

る能力等を明示し、その到達度を適正に評価し、教育内容・方法を継続的に改善するしくみを構築する。

3. 社会的要請を踏まえ、社会や産業の急速な変化への対応に必要な諸能力を兼ね備えた実践的な人材の育成を推進するとともに、本学の強みを活かして研究と教育の融合を積極的に行い、その成果を特別教育プログラムの設置による大学院教育の充実を通じて迅速に社会に還元する。

(competency) を具体化し、これに合わせて各学部の学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入れの3方針を見直す。また、それと並行して各科目をナンバリングし、様々な教学関連データの収集・分析から学生の能力獲得状況を評価する方法を開発するなど、教育の内部質保証のしくみを平成31年度までに構築する。

6. 教育学部においては、全教員が学校現場での体験を行い実践的指導力やアクティブラーニング等を展開できる資質・能力を高めるとともに、喫緊の教育課題に対応するためのカリキュラム改革を進める。これらを通して、小・中学校9年間の義務教育を俯瞰できる教員や特別支援教育に精通した教員の養成に取り組み、山梨県における小学校教員養成の占有率35%を確保する。

7. 様々なキャリアパスに対応できる教育環境を整備するため、大学院修了者の備えるべき能力を具体化し、学修過程及び成果を可視化することを通して評価する。それをもとにカリキュラムや教育方法を整備し、その評価を全学で厳格に行い大学院教育を実質化する。また、既存の長期履修制度や期間短縮制度の利用促進、ICT (Information and Communication Technology : 情報通信技術) を活用した教育の充実等により、社会人の学び直し機能を強化する。

8. 平成28年度に「発生工学技術開発・実践」、「流域環境科学」、「先端脳科学」の大学院特別教育プログラムを開設する。また、平成29年度で終了する博士課程教育リーディングプログラム等の後継プログラムを平成30年度に開設するとともに、他大学との連携による共同学位プログラムを構築して大学院教育を充実する。これらを通じて融合研究成果の迅速な社会還元と新たな融合研究の創出につなげ、地方創生に貢献できる人材を育成する。

9. 「特別教育プログラム」の成果を評価し、各プログラムの改善点や存廃等について継続的に検討を行う教育(プログラム)評価マネジメントシステムを平成31年度までに構築する。

10. 教職大学院における実習校の充実や修了生のフォローアップ等を山梨県教育委員会との連携・協力により行い、現職教員のスクールリーダーとしての力量を一層高めるとともに、現職教員を除く修了者の教員就職率100%を確保

### (2) 教育の実施体制等に関する目標

4. 教員の配置、教育環境の整備、教育の質の向上等、大学教育に関する意思決定・運営・改善が機能的に行える全学的な教学マネジメント体制を構築する。
5. 山梨県内外の大学や官公庁・企業との協働により、学生に多様な学習機会を提供する。
6. 大学の教育方法の研究・開発のための拠点をつくり、その成果を教育の改善に反映させるとともに、教員の力量の向上を図る。

### (3) 学生への支援に関する目標

7. 本学に入学した全ての学生が安心して修学できる環境を整備する。

する。

### (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

11. 教学関係各種委員会の役割及び構成の見直しを行い、全学的なマネジメント体制を強化する。
12. 多様性や実践性を伴う教養教育を充実するため、山梨県内外の大学及び官公庁・企業等の参画を得て、問題の多角的な検証や具体的なケースへの理論の適用等について学ぶことができる授業を教養教育センターが中心となって拡充する。
13. 本学のこれまでの反転授業や OPPA(One Page Portfolio Assessment: 1枚ポートフォリオ評価)の実績に基づき、大学における教育方法の研究・開発を進めるため、大学教育センターを平成31年度までに発展的に改組する。その成果は学内だけでなく、他の高等教育機関にも還元する。
14. アクティブラーニングの実施や成績評価の厳格化など、実践的な課題に関する全学的な FD を強化し、FD に参加した教員にポイントを付与して参加状況を可視化するなど、教員の参加を促す制度を平成30年度までに整備する。
15. 特色ある教育を開発・推進した教職員等、教育の成果に特化した教員やグループに対する表彰制度(仮称:Best Teaching Award)を平成30年度までに整備する。
16. 学生も含んだ FD 委員会、学外の学識経験者を含む教育評価委員会等、本学のステークホルダーが教育改善に参加するしくみを平成31年度までに構築する。

### (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

17. 経済的に困窮している学生を支援し、国内外の優秀な学生を確保するため、入学金・授業料免除、奨学金及び奨励金等による経済的支援を充実させる。
18. 障がいのある学生、メンタルサポートの必要な学生の個別のニーズに応じ

た対応事例を蓄積し、それをもとにした研修等を通じて教職員の支援スキルの向上を図るなど、多様な学生に対する支援機能を強化する。

19. 学生ポートフォリオを活用した成績不振者への修学指導、ラーニングコミュニティ・フィロスやeラーニング等を活用した授業支援（リメディアル教育を含む）に引き続き取り組み、学生サポーター制度等も導入した全学的な修学支援体制を平成31年度までに構築する。

#### (4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

20. 入学者選抜方法研究委員会等による検討結果を踏まえた新たな推薦入試・AO入試を実施する。また、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」の導入に向けて一般入試における評価・判定方法のあり方を検討し、これらを踏まえて、平成30年度までにアドミッション・ポリシーを改訂する。
21. 教育国際化推進機構の下にアドミッション・オフィス（仮称）を新設し、大学教育、教養教育、国際交流の各センターと連携して選抜方法の研究、選抜に関わる教職員のトレーニングプログラムの開発及び高大連携の促進に取り組む。
22. 高等学校教育課程における学力の3要素（①基礎的・基本的な知識・技能、②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、③主体的に学習に取り組む態度）を育成するための学習・指導方法の改善及び評価方法の開発を支援することにより、本学への進学が見込まれる山梨県内外の高等学校との連携を深める。

#### 2 研究に関する目標を達成するための措置

##### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

23. 本学の強みであるクリーンエネルギー研究、発生工学技術開発研究、先端脳科学研究、流域環境科学研究の4つの融合研究プロジェクトに対して、引き続き重点的に支援して国内外の研究機関との共同研究を推進するとともに、その成果を世界に発信し、国際的な研究水準の拠点を形成する。また、本学の伝統を踏まえ、特色を活かした研究であるワイン科学、微生物バイオテクノロジー、発酵化学等の研究を推進するとともに、給付型奨学金等を行

#### (4) 入学者選抜に関する目標

8. 大学教育に必要な知識を確認するとともに、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する入学者選抜方法を導入する。

#### 2 研究に関する目標

##### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

9. 本学の強みを有する分野や地方創生に貢献する分野の融合研究や特色ある研究に重点的に取り組み、その成果について地域を起点に世界に発信していく。その過程を通じて、大村智特別栄誉博士（2015年ノーベル医学・生理学賞受賞、本学学芸学部卒）に続く高度かつグローバルな視野を持つ研究人材を育成する。

う大村智記念基金事業を平成28年度から開始し、その活用を通して優秀な人材を集積して国際的な研究水準の拠点形成を目指す。

10. 国立大学に先駆けた大学統合や農学系新学部設置等の実績、先端的医工農融合研究を先導してきた強み、学長のリーダーシップの下に分野の壁を超えて研究者が協働できる機動力等を活かし、4学域の研究力を結集して特色ある新たな融合研究を創出する。

11. 地域活性化につながる特徴的な研究を進展させるとともに、新たなテーマを発掘・選定して研究を展開することにより、地域発展の礎を築く。

## (2) 研究実施体制等に関する目標

12. 本学の強みや特色が明確となるような研究を進展させるため、資源配分等について戦略的な選択と集中を行うとともに、優秀な人材の確保に取り組む。

24. 融合研究で得られた成果に基づいた「特別教育プログラム」を大学院教育において展開し、新たな研究人材を育成するなど、研究と教育を一体化させるサイクルを構築する。

25. 「ヒトの発達過程（教育、医）やそれに影響を与える環境条件（工、生命環境）」などに焦点を当てた、分野横断的で新たな質や価値を生み出す融合プロジェクトを、平成28年度中に3つ以上開始し、重点的に支援する。これにより、平成30年度までに融合研究に係る学会発表数を平成26年度に対し20%以上増加させる。それらの成果をもとに、融合プロジェクトの中から本学の強みとなる国際的な研究水準の複数の拠点形成を目指す。

26. 次世代の融合研究を育む萌芽的研究を公募し、学長のリーダーシップの下に平成30年度までに20件以上の戦略的な支援を行い、これをシーズに平成31年度以降に新たな融合研究プロジェクトを立ち上げる。

27. 地場産業振興に直結したクリスタル（結晶材料）科学、ワイン科学や山梨県健康増進計画に基づく健康長寿社会構築に貢献する研究等、地域の要請に応える研究分野を継続的に進展させる。

28. 山梨県との連携の下、燃料電池、地熱、地中熱利用等のクリーンエネルギー基盤技術、安全な食物生産、地域防災及び学校教育に関する研究を推進し、またそれらの共通基盤技術となる情報解析に関する研究を展開し、その成果を地域に還元する。

29. 地域活性化につながる可能性のある新たな研究課題を公募し、平成30年度までに20件以上の支援を行い、その成果をもとに地域連携事業を展開する。

## (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

30. IR（Institutional Research：経営戦略の立案のためのデータの収集・分析等）機能を強化し、大学院総合研究部において、客観的指標に基づき戦略的な研究費の配分や教員人事を行う。特に、任期制と業績評価を活用したキャ

13. 高度で独創的な融合研究を創出するため、研究マネジメント機能や研究支援体制を強化する。

### 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標

14. 産官学連携を推進するための体制を強化し、技術移転や産業界等と連携した地域社会、地域産業の課題解決等に取り組むなど研究成果の迅速な社会還元を進める。

15. 「地（知）の拠点整備事業（COC）」及び「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」の取組を進めるなど、地域社会と連携し、全学的に地域を志向した教育・研究を推進することを通して持続的に繁栄する地域社会づくりに貢献する。

リアパスの構築等により、優秀な若手研究者の積極的雇用を進める。

31. 融合研究プロジェクト等の企画や研究力分析等を行う研究マネジメント本部（仮称）を平成28年度までに設置し、一元的に研究支援や成果の活用促進を行うとともに、URA（University Research Administrator：研究マネジメント人材（2名））を4名に増員するなど、高度な専門性を有する研究支援人材の配置を拡充する。

32. 異分野の研究者の交流を活発にし、新たな研究領域が創造できるようファカルティスペースを平成29年度までに確保する。

### 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

33. 産官学連携のもとに地域社会、地域産業の課題解決に取り組むとともに、戦略的かつ総合的な研究成果の社会還元が推進できるよう、社会連携・研究支援機構における自治体、企業や各種団体との連携協議の場を充実・強化し、その場において、産官学連携を推進するための体制を継続的に検証し、見直す。これらの取組を通じ、平成30年度までに地域との共同研究・技術指導の実施件数を平成26年度に対し30%以上増加させる。

34. 水素・燃料電池関連の研究成果を実用化するため、学外者を含む協議会において情報を共有し、水素・燃料電池技術支援室を拠点に技術移転を促進するなど、山梨県・県内自治体、産業界等と連携した産官学共同研究活動や特許のライセンス活動を推進する。

35. 地域のニーズに対応した社会人の再教育を推進する。特に、第2期に開始した「高度人材養成のための社会人学び直し大学院プログラム（ワイン・フロンティアリーダー養成プログラム）」（実施期間平成26～28年度）による社会人再教育を継続し、同プログラム終了後（平成29年度以降）も毎年度5名程度ワイン・フロンティアリーダーを養成する。

36. 「地域のための大学」として、全学的な教育カリキュラム・教育組織の改革を行い学生の地域に関する知識・理解を深めるとともに、地域の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）の効果的なマッチングによる地域の課題解決、

さらには地域社会と大学が協働して課題を共有し、それを踏まえた地域振興策の立案・実施まで視野に入れた取組を進める。

37. 山梨県教育委員会等との連携により、地域の小・中学校等における研修会に組織的に参画するなど、現職教員の教師力向上に寄与する。
38. 地域貢献事業として、地域向けの公開講座及びセミナー、出前講義、講演、高大連携講演を継続して実施する。また、学生による大学紹介等の学内向けエリア放送の内容充実と地域への拡大、地域未来創造センターのホームページにおける地域志向型教育研究プロジェクトの紹介等、地域への積極的な情報発信に取り組む。
39. 県内全大学と横浜市立大学、県内自治体や企業等の協働を取りまとめ、「ツーリズム」「ものづくり」等4分野における単位互換による実践的なカリキュラムやインターンシップの実施、新規事業化の支援、就職マッチングの強化等により、地域の雇用創出や学卒者の地元定着の向上に取り組む。

#### 4 その他の目標を達成するための措置

##### (1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

40. 早期キャリア教育の一環として、全学部を対象に、専門分野に合わせた海外インターンシッププログラムを平成29年度までに開設する。
41. 大学院修士課程工学専攻において、海外大学とのダブル・ディグリーまたはジョイント・ディグリープログラムを平成30年度までに開始する。
42. 留学生 OB ネットワークを平成30年度までに整備して、入試広報及び IR 活動に活用することにより、優秀な留学生を確保するとともに、平成33年度までに留学生受入数を平成27年度に対し20%以上増加させ、国際的な共同研究を促進する。
43. 留学生と日本人学生と一緒に生活する混住寮の交流スペースを平成29年度までに整備するほか、グローバル共創学習スペースでのサポート内容をさらに充実させ、平成33年度までに利用者数を平成27年度に対し10%増加させる。

#### 4 その他の目標

##### (1) グローバル化に関する目標

16. 高い専門性ととも、広い視野と考え方を持って国際社会で活躍する人材を育成する。
17. アジアをはじめとする諸外国から優秀な留学生がより多く集い、文化や言語、宗教の違いを越えて交流や協働し、国際的な環境で勉学できるキャンパスを整備する。併せて地域社会の国際化に貢献する。

18. 教育・研究に関する国際連携をグローバル・パートナーシップの形成などを通して戦略的に進め、国際的水準の教育研究を展開する。

### (2) 附属病院に関する目標

19. 山梨県の地域医療政策を実現するための拠点病院として、地域をはじめ社会的要請の強い医療への取組を推進するとともに、地域医療及び高度医療を担うことのできる多様な医療人材を養成する。

20. 病院機能を充実し、再整備を着実に進めていく中で、高度医療や臨床研究を推進する。

### (3) 附属学校に関する目標

44. 協定校との連携を強化し、平成33年度までに海外派遣学生数を平成27年度に対し20%以上増加させるとともに、グローバル・パートナーシップの形成などを通して海外の研究者及び学生を短期間に受け入れ、本学の学生に海外の研究者や学生と協同して問題解決に取り組む機会を提供する。これらの取組を通じ、本学の強みとする融合研究分野を中心に最先端の共同研究を促進する。

### (2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

45. 山梨県地域保健医療計画や地域医療構想の策定に参画し、がん疾患、周産期医療、災害医療等の地域医療の課題の解決に、拠点病院として県や県内医療機関と連携して取り組む。

46. 学部教育では学生の臨床実習時間数の増加など診療参加型臨床実習の更なる改善・充実を図り、卒後の初期研修につながる一貫した知識と技術を学ばせるなど、学部と附属病院が連携した高度医療人養成のためのプログラムの見直しを行い、実践する。また、研修会の実施を通じ、がん診療専門医、産科医、助産師、肝疾患コーディネーターなどの多様な医療人養成を推進する。

47. 平成31年度までに、新病院でのハイブリッド手術室や術中MRI、ロボット手術を用いた高度な手術件数を平成28年度に対し10%増加させるとともに、診療科横断型の診療機能別センターを順次整備する。

48. 平成29年度までに臨床研究支援部門を整備し、同部門を中心に臨床研究の企画業務、CRC (Clinical Research Coordinator : 臨床研究コーディネーター) 業務、品質管理業務などの研究支援を行い、先進医療等に関する研究を含め新規臨床研究実施件数を平成28年度に対し10%増加させる。

49. 診療科横断型の診療機能別センターを整備し、不足している外来診療スペースを拡大するため、国の財政支援による附属病院再開発整備に合わせ、自己財源で外来棟を増築する。

### (3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

21. 附属学校園の機能を充実させ、地域を含めた積極的な活用を推進するため、教育学域と附属学校園、及び附属学校園相互の研究面での連携を強化する。

22. 山梨県教育委員会等との連携・協力のもとに、附属学校園と山梨県教育委員会等との人事交流を促進し、教育現場における諸課題への取組及び優れた授業実践を創出する取組等を推進する。

50. 附属学校園における教育の特色づくりを推進するために、教科の連続性や教科担任制及び学校段階の接続を考慮したカリキュラムづくりなどを進める。また、附属学校園での実践研究の成果をもとに、教員養成カリキュラムにおける新たな科目の開設や既存科目のシラバスの見直し、教育学部及び教育学研究科等における教育実践に関する研究をさらに進める。

51. 教育学部及び附属学校園の共同による教育実践研究等推進のための組織を平成30年度までに整備し、教員間の相互交流、研究活動の質的向上に取り組む。その成果を山梨県教育委員会等との協働によるスキルアップ講座の実施等を通して地域等に還元する。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

### 1 組織運営の改善に関する目標

23. 学長のリーダーシップの下で全学的な協調を図りつつ、大学全体の目指すビジョンを主体的・戦略的に実現し、機能強化を図る。

24. 学外者の意見を法人運営に適切に反映し、幅広い視野での自律的な運営改善を進める。

25. 優秀な若手・外国人・女性教員などの割合を高め、多様な教員構成の実現により教育研究活動を活性化する。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

52. 学長のリーダーシップによる大学改革を主体的・自律的に推進するため、平成26年10月に設置した大学院総合研究部（全教員から成る教員組織）における検討を経て、全学的視点から教育研究組織の見直しや学内資源の再配分等を重点的に進めるとともに、戦略的な人員配置を行い、本学の強みを活かした教育、研究、社会貢献の機能を強化する。

53. 平成28年度に学外者の意見広聴システムを構築し、平成31年度に経営協議会外部委員の提案の検証結果等を踏まえた運営システムを完成する。

54. 多様な人材を確保し、教育研究の一層の向上と活性化を図るため、年俸制導入に関する計画（平成28年度目標値60名）を100%達成するとともに、新たな教員評価の実施、実績に基づく給与体系への転換、混合給与（クロスアポイントメント）制度の導入、若手教員の安定的なキャリアパスの構築など、教員の人事・給与システムの弾力化を進める。

55. 全学的に女性教員の割合を高め、平成32年度までに女性教員比率を17%以上に引き上げ、それを維持する。併せて、意思決定過程への女性の参画を推進するため、女性管理職比率を引き上げる。

56. 40歳未満の若手教員の雇用に関する計画に基づき、平成33年度までに退職

金に係る運営費交付金の積算対象となる教員のうち、若手教員の比率を22%以上とする目標を達成する。

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標

26. 地域等の社会のニーズを踏まえつつ、本学の強みや特色を最大限発揮できるような教育研究組織にするための戦略的な見直しを行う。

## 3 事務等の効率化・合理化に関する目標

27. 既存の業務の見直しの徹底や業務の情報化等を通じ、事務の効率化・合理化を進める。

## Ⅲ 財務内容の改善に関する目標

### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

28. 外部研究資金、寄附金のより一層の獲得、及び附属病院などの自己収入の増加を図り、安定した財務を確立する。

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

57. 医・工・農に関わる様々な課題の解決に向けて取り組むことのできる高度専門職業人を養成するため、平成28年度に大学院修士課程を、平成30年度に博士課程を改組する。

58. 教員養成分野では、実践型教員養成機能への質的転換を図ることを目的として、学部においては、平成28年度から新課程(生涯学習課程)を廃止して教員養成に特化するとともに、地域の人口動態や教員採用需要等を踏まえ、教員養成機能の質の向上のための取組を強化する中で、定員規模を含めた組織の見直しの方向性を第3期中期目標期間末までに定める。また、大学院においては、現職教員の受入拡大や実務家教員の確保など、教職大学院を軸とした改革に取り組む。

59. 地域志向型教育により、地域資源の保全・保護と景観形成、地域資源の観光への活用等に関する知識と実践力を身につけた人材を養成するため、平成28年度から生命環境学部に新たに観光政策科学特別コースを設けるとともに、既存のワイン科学特別コースの入学定員を拡充するなど、社会的要請を踏まえた組織改革を進める。

## 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

60. 業務運営の効率化と質の向上に取り組み、柔軟な組織編成、適正な職員の人員配置及び業務の外部委託を推進するとともに、業務運営の情報システム化をさらに進める。

## Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

61. 科学研究費補助金や競争的資金等の外部研究資金、寄附金の獲得に向けURA(2名)を4名に増員するなど、学内の支援組織を整備する。

## 2 経費の抑制に関する目標

29. 管理的経費をはじめとして、教職員の意識改革、業務改善を通じて経費の抑制を図る。

30. 非効率の機器を高効率機器に切り替えるなど、省エネの推進により経費の抑制を図る。

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標

31. 保有する資産（土地・建物・設備等）の状況を点検し、効果的な活用を推進する。

62. 各省庁等の競争的資金、寄附金、その他の自己収入を増加させるため、重点的な資源配分に向けた継続的な財務分析の実施、学内プロジェクト経費による研究費の支援等、戦略的な取組を推進する。

63. 国立大学病院管理会計システム（HOMAS 2）等の各種分析ツールを活用し、その結果得られた課題等については、病院執行部を中心に速やかに解決することで、効率的で安定した病院収入を確保する。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

64. 社会的要因を踏まえた適切な分析を行うことにより、契約方法の見直し、情報化の推進、省エネ等に対する方針を策定して関係者に確実に周知、啓発を行い、経費抑制を推進する。

65. 各種機器（特に医療機器）の使用状況を一層的確に把握するとともに、点検・保守、修理及び更新にかかる費用の比較検討を行い、計画的・効率的に機器を整備する。

66. キャンパスマスタープランに沿って、空調機等に高効率機器を積極的に導入するとともに、建物共通部分（廊下、階段等）の照明のLED化やセンサー化を推進する。

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

67. 土地、建物、設備等の現状調査や分析など、保有資産の不断の見直しを行ういつつ、その結果をもとに効率的・効果的な活用を推進する。

## IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

### 1 評価の充実に関する目標

32. より有効かつ戦略的な大学評価を効率的に実施し、教育研究等の質の維持向上や大学運営の改善に資する。

## IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

68. IR機能の強化による大学情報の的確な分析に基づき、毎年度の自己点検・評価を実施するとともに、第三者評価を定期的実施し、それらの評価結果を踏まえた改善やそのフォローアップに取り組む。

## 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

33. 国立大学法人として国民に支えられ、成果等が社会に還元されるべきものであることを踏まえ、山梨大学が有する情報発信媒体の全てを活用し、本学の実情や教育研究等の成果等を分かりやすい形で国内外に積極的に発信する。

## 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

69. ホームページや広報誌等の多様な媒体を通じて、引き続き、本学の教育研究等活動の成果や運営状況に係る情報を社会に分かりやすい内容・形で国内外に積極的に発信するとともに、ホームページの閲覧状況に関する調査等により、情報発信の内容や方法を毎年度継続的に検証し改善する。

## V その他業務運営に関する重要目標

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標

34. 施設の老朽、狭隘を計画的に整備改善するほか、多様化した教育や新領域の研究推進に対応できるよう研究環境を充実させるとともに、大学の財産である既存施設の有効利用と長寿命化を推進する。

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

70. 文部科学省の第4次国立大学法人等施設整備5か年計画を踏まえ、キャンパスマスタープランを見直し、本学の教育研究における新たな課題への対応等のための施設マネジメントを学長のリーダーシップの下に戦略的に推進する。

71. 既存施設の現状把握をもとに緊急性・必要性・老朽度を考慮したインフラ長寿命化計画を策定し、それに基づき整備を行う。また、引き続き附属病院再開整備を計画的に推進する。

72. 本学の機能強化の方向性を考慮し、アクティブラーニング等多様な教育方法が実践できる学修環境や最先端の融合研究等の拠点となる研究環境を国の財政措置の状況を踏まえ整備する。

73. 本学の強みと特色を発揮するための教育研究スペースの確保に向けて、トップマネジメントとして全学的観点から引き続き施設利用実態調査を継続的に実施し、スペースを最大限に有効活用する。

### 2 安全管理に関する目標

35. 教職員及び学生が快適で安心して活動できるよう、キャンパス環境を整備するとともに、安全管理体制を充実する。

### 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

74. 多様な学生の活動を支援するため、キャンパスマスタープランに基づき、引き続きバリアフリー化を積極的に推進する。

75. 教職員及び学生の事故の未然防止と緊急時の適切な対応を図るため、引き続き広く安全管理体制を強化するとともに、教職員及び学生に対する安全教

36. 組織全体で守るべき情報を引き続き適正に管理し、個人情報や機密情報の漏えいを防止するため、情報セキュリティ基盤をより一層強化する。

### 3 法令遵守に関する目標

37. 研究における不正行為の防止をはじめ、大学倫理及び学内規則を含む法令遵守（コンプライアンス）について徹底する。

育を徹底する。

76. 情報リテラシーの一層の向上と不断の改善を図るため、大学の全構成員に対する情報セキュリティ教育、研修、訓練、監査を強化する。また、日々巧妙化するサイバー攻撃に対応するため、ネットワーク監視体制及び情報システムを強化する。

### 3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

77. 本学が国立大学法人として社会的使命を果たしつつ、その活動を適正かつ持続的に行っていくため、法令遵守（コンプライアンス）をさらに徹底する。特に、研究における不正行為や公的研究費の不正使用の防止のため、引き続き、倫理教育の強化及び組織としてのモニタリング体制等の整備に取り組む。さらに、内部統制のあり方について検証し、見直しを続けるとともに、監事監査や内部監査等の結果を本学の機能強化につなげる。

## VI 予算（人件費の見積もり含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

## VII 短期借入金の限度額

### ○ 短期借入金の限度額

#### 1. 短期借入金の限度額

2,440,879千円

#### 2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

## VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

### ○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

#### 1. 重要な財産を譲渡する計画

- ・ 成島宿舎の一部(山梨県中央市成島字西2071番3 1,220㎡)を譲渡する。

- ・大学院総合研究部附属ワイン科学研究センター育種試験地跡地の土地の全部（山梨県甲府市塚原町字東山1262番3 24,486.44㎡）を譲渡する。
- ・大里宿舎の土地及び建物の全部（山梨県甲府市大里町2623番41、土地：1,249.57㎡、建物：338㎡）を譲渡する。

## 2. 重要な財産を担保に供する計画

- ・ 附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

## IX 剰余金の使途

- 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、
  - ・ 教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## X その他

### 1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・（下河東）ライフライン再生（電気設備等）	総額 3,028	施設整備費補助金 (350)
・（医病）基幹・環境整備（支障切り回し）		長期借入金 (2,354)
・小規模改修		(独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (324)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等

を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について28年度以降は27年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

## 2. 人事に関する計画

- (1) 学長のリーダーシップによる大学改革を推進するため、戦略的な教員の人事マネジメントを行う。
- (2) 年俸制の推進、新たな教員評価制度の実施、クロスアポイント制の導入、若手教員の安定的なキャリアパスの構築など、教員の人事・給与システムの弾力化を進める。
- (3) 女性研究者、若手研究者の積極的雇用を進める。
- (4) 職員の計画的な育成等を行うとともに、専門性を重視した人材の配置を進める。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み

90,392百万円 (退職手当は除く。)

## 3. 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

該当事項なし

(長期借入金)

(単位: 百万円)

財源	年度						中期目標 期間小計	次期以降 償還金額	総債務 償還額
	H28	H29	H30	H31	H32	H33			
長期借入金 償還金 (独)大学改 革支援・学位授	318	457	480	529	804	803	3,391	7,704	11,095

与機構)									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

**(リース資産)**

該当事項なし

**4. 積立金の使途**

- 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。
  - ・ 附属病院再整備事業に係る施設整備費、医療機器整備費の一部
  - ・ 教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務



[人件費の見積り]

中期目標期間中総額90,392百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成29年度以降は平成28年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人山梨大学職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

- 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [基幹運営費交付金対象事業費]

①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
- ・ 学長裁量経費。

②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。

- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員(①にかかる者を除く。)の人件費相当額及び教育研究経費。
- ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
- ・ 附置研究所及び附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
- ・ 法人の管理運営に必要な職員(役員を含む)の人件費相当額及び管理運営経費。
- ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

③「機能強化経費」：機能強化経費として、当該事業年度において措置する経費。

〔基幹運営費交付金対象収入〕

- ④「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成28年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。）
- ⑤「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成28年度予算額を基準とし、第3期中期目標期間中は同額。

II 〔特殊要因運営費交付金対象事業費〕

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

III 〔附属病院運営費交付金対象事業費〕

- ⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要な人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。I (y - 1) は直前の事業年度における I (y)。
- ⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

- ⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。K (y - 1) は直前の事業年度における K (y)。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) D(y) = D(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) E(y) = \{E(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) + U(y)$$

$$(3) F(y) = F(y)$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

D (y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

E (y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

F (y) : 機能強化経費 (③) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対

応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

G (y) : 基準学生納付金収入 (④)、その他収入 (⑤) を対象。

S (y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T (y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y) : 教育等施設基盤調整額。

施設マネジメントにおける維持管理の状況に対応するための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特異要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B (y) = H (y)}$$

H (y) : 特異要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特異要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C (y) = \{ I (y) + J (y) \} - K (y)}$$

$$(1) I (y) = I (y - 1) \pm V (y)$$

$$(2) J (y) = J (y)$$

$$(3) K (y) = K (y - 1) \pm W (y)$$

I (y) : 一般診療経費 (⑦) を対象。

J (y) : 債務償還経費 (⑧) を対象。

K (y) : 附属病院収入 (⑨) を対象。

V (y) : 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W(y) : 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

$\alpha$  (アルファ) : 機能強化促進係数。 $\Delta 1.1\%$ とする。

第3期中期目標期間中に各国立大学法人における教育研究組織の再編成等を通じた機能強化を促進するための係数。

$\beta$  (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「機能強化経費」及び「特殊要因経費」については、平成29年度以降は平成28年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成28年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費及び船舶建造費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入

等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成28年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「教育研究組織調整額」、「教育等施設基盤調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、平成29年度以降は、平成28年度と同額として試算している。

## 2. 収支計画

## 平成28年度～平成33年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	193,543
経常費用	193,543
業務費	172,156
教育研究経費	24,034
診療経費	46,476
受託研究費等	7,863
役員人件費	646
教員人件費	44,953
職員人件費	48,184
一般管理費	2,698
財務費用	673
雑損	0
減価償却費	18,016
臨時損失	0
収入の部	191,975
経常収益	191,975
運営費交付金収益	54,961
授業料収益	13,365
入学金収益	2,106
検定料収益	525
附属病院収益	102,825
受託研究等収益	7,863
寄附金収益	3,934
財務収益	36
雑益	1,748
資産見返負債戻入	4,612
臨時利益	0
純利益	△1,568
総利益	△1,568

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益は、附属病院における借入金返済額(建物、診療機器等の整備のための借入金)が、対応する固定資産の減価償却費よりも小さいことによるもの。

## 3. 資金計画

## 平成28年度～平成33年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	197,116
業務活動による支出	174,855
投資活動による支出	16,699
財務活動による支出	3,449
次期中期目標期間への繰越金	2,113
資金収入	197,116
業務活動による収入	191,975
運営費交付金による収入	57,680
授業料及び入学料検定料による収入	17,693
附属病院収入	102,825
受託研究等収入	7,863
寄附金収入	4,131
その他の収入	1,783
投資活動による収入	674
施設費による収入	674
その他の収入	0
財務活動による収入	2,354
前中期目標期間よりの繰越金	2,113

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業にかかる交付金を含む。

中期目標		中期計画	
別表1 (学部、研究科等)		別表 (収容定員)	
学部	教育学部	教育学部	500 人 (うち教員養成に係る分野 500 人)
	医学部	医学部	990 人 (うち医師養成に係る分野 750 人)
	工学部	工学部	1,500 人
	生命環境学部	生命環境学部	600 人
研究科	教育学研究科	教育学研究科	76 人 [うち専門職学位課程 76 人]
	医工農学総合教育部	医工農学総合教育部	691 人 [うち修士課程 500 人 博士課程 191 人]